

2024-2026年度ストレスチェックの共同実施及び関連支援業務

(意見招請公示日：2023年8月18日) について、意見招請実施要項に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	意見・質問	回答(案)
1	P.5	②ストレスチェック実施(調査票配布・回収・高ストレス者の選定・結果返却)(ウ)調査票	英語受検者につきましては、接続先は何か所になりますでしょうか。それに伴いIPアドレスの解除範囲を確認させていただけますでしょうか。	受検時点で英語受検希望者の在籍状況の把握は困難であるため、いずれの場所からでも日本語/英語を選択し受検できる体制を敷かれることが望ましいです。全対象者が受検するために必要な範囲のIPアドレスの解除を行っていただきます。また、2023年度の英語受検者は4名でした。
2	P.6	③面接指導対象者への面接申出勧奨(ウ)面接指導対象者・申出者リストの作成・進捗管理	医師面談に置きまして、teamsではルームの立ち上げのために開催者が都度teamsを立ち上げる必要があります。また面接希望者が遅刻した場合は、該当者への連絡、入室確認のための待機が運用が必要と想定されます。金額にも影響する面かと思っておりますので、ご記載した方が良いと思われま	医師面談に関し、対象者の選定、勧奨、面接実施場所および日時の調整、進捗管理、面接指導の実施、報告と一連の流れを委託業務の範囲としております。同委託業務の範囲、及びいただいたご意見を踏まえ、記載振りについて検討いたします。
3	P.6	③面接指導対象者への面接申出勧奨(ウ)面接指導対象者・申出者リストの作成・進捗管理	リマインドの時期についても、こちらも上記同様に仕様書に記載いただいたほうが良いと考えます。	事前連絡のないキャンセルや遅刻(予約者が現れない、接続がない)による医師等の待機時間を可能な限り避けるため、リマインドは実施したほうが良いと考えますが、必須としておりません。キャンセル料が生じるキャンセルや遅刻等が可能な限り生じないように、また生じた際に速やかな対応がとれるような実施体制についてのご提案があればプラス評価したいと考えています。
4	P.5	②(キ)調査結果の対象者、発注者への通知	経年結果表示というのは同一ページに表示されないといけないのでしょうか?(ワンクリックで切り替えられる形で)前年と今年と2ページにわかれていて見比べられるようになっているのはだめなのでしょうか?	比較可能であれば、2ページに分かれていても構いません。
5	P.6	④(ア)面接指導の実施	国内通勤者への面接指導もすべてオンライン方式としてはだめなのではないでしょうか?	対面による医師面談希望者もいるため、対面での実施体制の確保も必要と考えています。
6	P.10	(4)①利用する専用サイト等について	外部サービス利用チェックリストで適切だと判断されたシステム内に保管する場合もすべての情報を暗号化して保管する必要がありますでしょうか?	システム内に保管するすべての情報を暗号化して保管することは必須としません。
7	P.15	別紙2	10名に満たない区分でも3名以上であれば分析したほうが良いのではないのでしょうか?※ストレスチェック制度初年度は10名以上でしたが、今では3名以上で集団分析してもいいことになっています。	より高い匿名性を維持するため、現状、10名に満たない区分については、類似性のある区分で合算し10名以上となるように区分しなおして分析いただくことを想定しております。区分は当機構より示します。(2022年度におきましては別紙2.属性11「地域」において再区分しております。)
8	P.4	4.(2).①事前説明会	オンライン説明会で使用するシステムの指定はあるか。	Microsoft Teamsを用いて実施します。

9	P.4	4.(2).①事前説明会	録画データの共有方法は、動画データを貴機構内サーバーに保管する形か、委託先指定のURLにアクセスしてもらう形か。	受注者ご指定のURLにアクセスする形でも構いません。ただし、JICAの従業員が使用している執務用PCではクラウドプロキシにより外部Webサイトへのアクセス制御を行っているため、受注者は、事前に執務用PCからアクセスができるか確認するとともに、アクセスを実現させるための必要な作業、及び機構側作業の支援を行うことが必要となります。
10	P.4	4.(2).①事前説明会	録画の公開期間に指定はあるか。	ストレス対策支援の周知の一つとして翌年度の説明会（最終年度は年度末）までの公開を基本とします。
11	P.5	4.(2).②(ウ)	同意を取得する回答の取り扱いとは、どういったものか。結果を事業者（実施者や実施事務従事者以外）が閲覧することか。	ストレスチェック結果を受注者側で閲覧・分析し、JICA産業医、健康管理室ストレスチェック担当医療職に共有すること、また、個人の回答の結果は限られた範囲以外に公開されることはないことの同意を取得し、受検いただくことを意図しています。
12	P.5	4.(2).②(エ)	受検率が90%以上とならない場合、予定の受検期間（4週間程度）を延長することがあるか。延長する場合は、どのくらいの期間、延長をするか。	3週間を受検期間として設定し周知を行い、受検率に応じ未受検者に個別に周知し1週間の受検期間延長を設定することを想定しています。
13	P.6	4.(2).③(イ)	2022年度面接指導実施率は、「面接指導対象者のうち、面接指導を受けた割合」という理解で良いか。	ご理解のとおりです。面接指導対象者（=高ストレス者）のうち、受注者側医師との面接を受けた割合となります。
14	P.6	4.(2).③(ウ)	面接指導の申出先は、受託会社が行うことを予定しているか。	ご理解の通りです。
15	P.7	4.(2).⑤(ア)	全体の経年変化は結果に表示できるが、属性別の経年変化には対応をしていないがよいか。	属性別の特性や要因等の傾向を把握するため、属性別の経年変化の結果を出していただきたいと考えています。
16	P.7	4.(2).⑥(ア)	管理職向けラインケア研修、ストレス対象者向けストレス対処支援対策（対面またはオンライン）で行う場合の研修時間は何分程度か。	管理職向けラインケア研修は90分程度、ストレス対処支援対策（対面・オンライン）は60～90分程度、ストレス対処支援対策（オンライン）がビデオ視聴(e-learning)の場合は30分程度のものを想定しています。
17	P.7	4.(2).⑥(ア)	研修をオンラインで実施する場合の使用システムに指定はあるか。	Microsoft Teamsを用いて実施します。研修をビデオ視聴(e-learning)とする場合、受注者ご指定のURLにアクセスする形でも構いません。ただし、JICAの従業員が使用している執務用PCではクラウドプロキシにより外部Webサイトへのアクセス制御を行っているため、受注者は、事前に執務用PCからアクセスができるか確認するとともに、アクセスを実現させるための必要な作業、及び機構側作業の支援を行うことが必要となります。
18	P.7	4.(2).⑥(ア)	録画データの共有方法は、動画データを貴機構内サーバーに保管する形か、委託先指定のURLにアクセスしてもらう形か。	受注者ご指定のURLにアクセスする形でも構いません。ただし、JICAの従業員が使用している執務用PCではクラウドプロキシにより外部Webサイトへのアクセス制御を行っているため、受注者は、事前に執務用PCからアクセスができるか確認するとともに、アクセスを実現させるための必要な作業、及び機構側作業の支援を行うことが必要となります。
19	p.6	④面接指導の実施・報告	面接指導の実施につきまして、全国各地すべての面接指導を、ICTを用いたオンライン（Zoom、Teams等）による面接指導のみで実施することは可能でしょうか。	対面での希望者もいるため対面での実施体制の確保も必要と考えています。
20	p.4	1. 業務の背景	2022-2023年度の受注先および落札金額について、ご教示いただけますでしょうか。	以下の公開情報をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/about/chotatsu/buppin/koji2022.html https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/jri5e90000007jb3-att/kekka_22a00392.pdf